

別記（建設業団体）宛

国土交通省不動産・建設経済局建設振興課

健康保険証の廃止に伴う現場作業員の健康保険の加入証明書類について

平素より、国土交通行政にご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

建設業における社会保険加入対策については、行政機関や元請・下請建設業者団体、発注者団体等を構成員とする建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会（平成24年5月設置・令和3年12月改組）等において、関係者一体となって、取組を進めているところです。

そのうち、建設工事現場での社会保険加入対策については、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」（平成24年7月通知・令和4年4月改定、以下「ガイドライン」という。）において、元請企業・下請企業において、現場入場する作業員の保険加入状況を確認し、適切な保険に加入していることを確認できない場合には、元請企業は特段の理由がない限り現場入場を認めないとの取扱いを徹底すべきであることとされています。

この際、確認にあたっては、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の登録情報を活用した確認を原則としておりますが、CCUSを使用しない場合には、健康保険証のコピー等（保険加入状況の確認に必要な事項以外を黒塗りしたもの）を提示させる（電子データによる確認も含む）など、真正性の確保に向けた措置を講ずることとしております。

今般、現行の健康保険証の発行が本年12月2日に終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行することを踏まえ、本年12月2日以降、作業員の健康保険への加入状況の確認方法について、ガイドラインに沿った真正性の確保に向けた措置を講じた確認方法を下記の通り整理いたしましたので、貴団体傘下の会員企業等に対して周知いただくとともに、引き続き、建設業における社会保険等への加入徹底に向けた取組が着実に行われるようお願い申し上げます。

記

【原則】

ガイドラインでは、「各作業員の保険加入状況の確認を行う際には、登録時に社会保険の加入証明書類等の確認を行うなど情報の真正性が厳正に担保されている建設キャリアアップシステムの登録情報を活用し、同システムの閲覧画面等において作業員名簿を確認して保険加入状況の確認を行うことを原則とする。なお、この場合は証明書類の添付は不要である。」としている。引き続き、原則としてCCUSの登録情報を活用して確認すること。

【CCUS に加入していない作業員の場合】

ガイドラインでは、「建設キャリアアップシステムを使用せず、社会保険の加入確認を行う場合、元請企業は下請企業に対し、健康保険証のコピー、標準報酬決定通知書等関係資料のコピーや雇用保険被保険者証のコピー等（保険加入状況の確認に必要な事項以外を黒塗りしたもの）を提示させる（電子データによる確認も含む）など、真正性の確保に向けた措置を講ずること。」としている。この「真正性の確保に向けた措置」について、CCUS に加入していない作業員の場合は、それぞれ以下に示す方法で対応すること。

① CCUS に加入しておらず、マイナ保険証を所持している作業員の場合

保険者（国民健康保険組合、健康保険組合、全国健康保険協会、共済組合等）より発行される「資格情報のお知らせ」のコピー又はマイナポータルに表示される被保険者資格情報のPDF ファイルの電子データや印刷物（保険加入状況の確認に必要な事項以外を黒塗りしたもの）により確認することで対応すること。

② CCUS に加入しておらず、マイナ保険証も所持していない作業員の場合

保険者（国民健康保険組合、健康保険組合、全国健康保険協会、共済組合等）より発行される「資格確認書」のコピー（保険加入状況の確認に必要な事項以外を黒塗りしたもの）により確認することで対応すること。なお、令和6年12月1日時点で有効な健康保険証のコピーについては、その有効期限まで（最長、令和7年12月1日まで）、従来通り作業員の健康保険の加入状況の確認を行うことができることを申し添える。

以上